

8 その他の事項

8-1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物は景観を構成する要素の一つですが、その有り様が景観の魅力を高めたり、または損ねることもあるなど、景観形成に少なからず影響を与えます。

このため、景観形成の方針を踏まえた、次の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に基づき、群馬県屋外広告物条例の適切な運用を促進するものとします。

また、今後は必要に応じて、町の景観形成に関する方針に基づき、町独自の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行うことも検討します。

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

①景観計画区域(重点景観形成ゾーンを除く町全域)

- 景観形成の方針に示す景観形成を進めるため、群馬県屋外広告物条例に準拠し、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさなどを適切に誘導します。
- 良好な景観の形成を図るため、景観重要公共施設や景観重要建造物・樹木の周辺など、特に景観的な配慮が必要となる地域においては、禁止地域または許可地域として知事が指定する区域の指定による強化を検討します。

②玉村宿重点景観形成ゾーン

- 重点景観形成ゾーンにおいては、知事が指定する区域としての禁止地域の指定による強化を検討するほか、屋外広告物をゾーンの景観的な魅力を高める要素として捉え、群馬県との協議・調整のもとで、「景観保全型広告物整備地区」を指定し、旧宿場町の風情を演出する位置、形状、高さ、表示面の大きさ、材料、意匠、表示の方法、色彩などの必要な事項を定め、屋外広告物を適切に誘導することについても検討します。



8-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定

景観形成を進める上で、道路や河川などの公共施設の整備が、地域の景観に少なからず影響を与えることから、その整備にあたり景観的な配慮を行うことが重要となります。

このことから、道路管理者や河川管理者などと協議の上、良好な景観形成を先導していく役割を担うべきこれら公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観的な配慮のもとで整備・維持管理・更新を進めていくことを検討します。

(2) 景観重要公共施設指定の考え方

景観重要公共施設を指定する場合は、次の考え方によるものとします。

<重点景観形成ゾーンに位置する公共施設>

重点景観形成ゾーンは、玉村町における景観形成の上で重要な区域として位置づけるものであり、重点的・優先的な景観形成を進めることにより、町全体の良好な景観形成を先導する役割が期待されるため、重点景観形成ゾーンに位置する公共施設を景観重要公共施設に指定します。

<「景観軸」を構成する公共施設>

景観構造図に示す、「道路の景観軸」及び「河川の景観軸」は、玉村町の景観の骨格を形成し、それらに沿って移動することで周辺景観を連続的に認識することのできる空間であることから、「景観軸」を構成する公共施設を景観重要公共施設に指定します。

(3) 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備に際しては、景観形成上の重要性を踏まえ、次の方針によるものとします。

区分		方針
景観重要公共施設 (法8条第2項第4号ロ)	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行者の安全性や快適性に配慮しつつ、周囲の緑や街並みなどとの調和を重視した構造、仕上げとする。 ○舗装面は、沿道の特性を踏まえ、必要な場合はその特性に見合った形態意匠や素材とする。 ○信号機などの交通安全施設や標識などは、統一感のある形態意匠や色彩とする。また、安全上差し支えない範囲で、特に周囲の山並みへの眺望景観を損なわない配置に努める。 ○沿道に残る自然環境や歴史的建造物の保全に努める。 ○できる限り街路樹や植栽帯を整備するとともに、その適正な維持・管理に努める。

区分		方針
景観重要公共施設 (法8条第2項第4号ロ)	河川	<ul style="list-style-type: none"> ○治水上の安全性などを適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を用いた整備に努める。 ○河畔の緑地を保全するとともに、占有者との協働により、適正な維持・管理に努める。
	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ○法面、擁壁などの構造物は、できる限り緑化による修景に努める。 ○四季を通じて花木を楽しむことができるよう、適切な維持・管理に努める。 ○休憩施設やトイレなどの施設については、周辺の自然景観になじむ素材や形態意匠とする。 ○案内板などは、公園の特徴にあった素材や形態意匠とし、園内での統一性にも配慮する。

(4) 景観重要公共施設の許可の基準

① 道路の許可の基準

景観重要公共施設である道路内において、道路法第32条第1項または第3項の規定に基づき、電柱や公衆電話、広告塔などの工作物の道路占用許可を行う場合は、次の事項に配慮します。

- 形態意匠は、舗装面、その他道路内施設と統一感のあるものとする。
- 色彩は、周辺の景観やその他の道路内施設と調和し、できる限り統一する。
- 眺望の妨げとならない位置に配置する。

② 河川の許可の基準

景観重要公共施設である河川内において、河川法第24条、第25条、第26条第1項または第27条第1項の規定に基づき、土地の占用、土石等の採集、工作物の新設、土地の改変などを行う場合は、次の事項に配慮します。

- 土地の占用にあたっては、周辺の良好な景観を損なわないよう、適切に維持・管理する。
- 土石等の採集にあたっては、主要な眺望点からの眺望景観を損なわないよう、植栽などにより遮へいする措置を講じる。
- 工作物の新設などにあたっては、周辺の良好な自然環境に調和した形態意匠や素材とするとともに、経年的な変化が見苦しいものとならないよう、適切に維持・管理する。
- 土地の改変に伴う盛土・切土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面などは緑化などによる修景措置を講じる。



③都市公園の許可の基準

景観重要公共施設である都市公園内において、都市公園法第5条第1項または第6条第1項もしくは第3項の規定に基づき、公園管理者以外の者が公園施設を設置する場合、公園施設以外の工作物の占用許可を行う場合は、次の事項に配慮します。

- 公園施設の設置にあたっては原地形を活かし、できる限り土地の改変を抑えることに努める。また、できる限り緑地を残すとともに、新たに植栽する場合は、現況植生に配慮する。
- 公園内の施設は、周辺の自然景観になじむ素材や形態意匠とする。
- 建築物や工作物は、周辺の自然景観を損なわない高さ・規模となるよう配慮する。

8-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(1) 景観農業振興地域整備計画の区域の考え方

ふるさと感じさせる田園風景の保全は、景観形成を進める上で、重要な取り組みである一方、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、その振興・活性化も欠くことはできません。

このことから、農業の活性化と景観形成を両輪に農業の振興に努めることを目的に、関係部署と協議の上、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」を策定することも可能となっています。

なお、計画を策定する際の基本的な考え方を以下に示します。

(2) 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する方針

ふるさと感じさせる田園風景と調和のとれた土地の農業上の利用に関する方針は、次のとおりです。

○農地の保全と遊休農地の抑制・活用

田園風景の対象となる農地は、遊休化の抑制を図るとともに、コスモスなどの景観作物の栽培による遊休農地の利活用も含め、保全に努めます。

○農地の形態や特性を踏まえた景観の保全・改善

麦秋の郷として特色のある、平坦部一面に広がる田園風景は、玉村町の景観の魅力を高める重要な要素と捉え、これら農地の形態や特性を踏まえた景観の保全・改善に努めます。

(3) 農業生産基盤の整備・開発及び農業近代化のための施設の整備に関する方針

ふるさと感じさせる田園風景と調和のとれた生産基盤及び施設整備に関する方針は、次のとおりです。

○自然的な景観に配慮した生産基盤の整備

道路や用排水路、土止め(擁壁)の造作などの生産基盤の整備にあたっては、できる限り自然素材を用いるなど、自然的な景観になじむ工夫に努めます。

○良好な眺望景観と調和した近代化施設などの整備

貯蔵または集出荷施設をはじめ近代化施設などの整備にあたっては、できる限り、周囲の山並みへの眺望を損ねない高さ・規模となるよう配慮します。

また、設置される施設については、周辺の景観になじむ形態意匠・色彩などの工夫に努めます。



岩倉橋から玉村町を望む